

( 仮訳 )

# 外為取引における決済リスクを管理するための 監督上の指針

バーゼル銀行監督委員会による  
市中協議ペーパー

コメント期限：11月30日

バーゼル  
1999年7月

## バーゼル銀行監督委員会のリスク管理小委員会

共同議長：Mr Roger Cole

Federal Reserve Board, Washington, D.C.

Ms Christine Cumming

Federal Reserve Bank of New York

|                                                                                                  |                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| Banque Nationale de Belgique, Brussels                                                           | Mr Philip Lefèvre                       |
| Commission Bancaire et Financière, Brussels                                                      | Mr Jos Meuleman                         |
| Office of the Superintendent of Financial Institutions,<br>Ottawa                                | Ms Aina Liepins<br>Mr Leshak Tymico     |
| Commission Bancaire, Paris                                                                       | Mr Frédéric Visnovsky                   |
| Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main                                                           | Ms Magdalene Heid                       |
| Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin                                                   | Mr Uwe Neumann                          |
| Banca d'Italia, Rome                                                                             | Mr Paolo Pasca                          |
| 日本銀行、東京                                                                                          | 宮内 篤<br>富岡 則行                           |
| 金融監督庁、東京                                                                                         | 黒澤 利武                                   |
| Commission de Surveillance du Secteur Financier,<br>Luxembourg                                   | Mr Erik Osch                            |
| De Nederlandsche Bank, Amsterdam                                                                 | Mr Job Swank                            |
| Finansinspektionen, Stockholm                                                                    | Mr Jan Hedquist                         |
| Sveriges Riksbank, Stockholm                                                                     | Mr Johan Molin                          |
| Eidgenössische Bankenkommision, Bern                                                             | Ms Renate Lischer<br>Mr Martin Sprenger |
| Financial Services Authority, London                                                             | Ms Vyv Bronk<br>Mr Jeremy Quick         |
| Bank of England, London                                                                          | Ms Alison Emblow                        |
| Federal Deposit Insurance Corporation, Washington,<br>D.C.                                       | Mr Mark Schmidt                         |
| Office of the Comptroller of the Currency, Washington,<br>D.C.                                   | Mr David Gibbons                        |
| European Commission, Brussels                                                                    | Ms Katharine Seal                       |
| Secretariat of the Basle Committee on Banking<br>Supervision, Bank for International Settlements | Ms Betsy Roberts                        |

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| はじめに                       | 1  |
| 経営陣の責任                     | 3  |
| 外為決済エクスポージャーの存続期間          | 3  |
| 外為決済エクスポージャーの測定            | 5  |
| 限度額の設定と利用                  | 7  |
| フェイル確認の手続                  | 8  |
| 外為決済エクスポージャーの管理            | 9  |
| ネットティングの利用                 | 9  |
| ネットティング、その他の仕組みによる残存リスクの管理 | 11 |
| 危機管理計画の策定                  | 11 |
| 内部監査                       | 12 |
| 監督当局の役割                    | 12 |
| 別添 1：外為決済リスクの主な概念          | 15 |
| 別添 2：オンサイトの検証において想定される質問集  | 18 |
| 別添 3：参考文献                  | 21 |

## 外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針

### はじめに

1. 外為決済リスクとは、外為取引において、銀行が売渡通貨を支払ったにもかかわらず買入通貨を受取れない場合に損失を被るリスクである。外為取引では、取引相手の債務不履行や事務処理上の問題、市場における流動性逼迫、その他の原因により決済できないことが起こりうる。決済リスクはどのような取引においても存在するが、外為市場の規模を考えると、外為取引は、多くの銀行にとって決済リスク・エクスポージャーの最大の原因となる。大手銀行にとっては、外為取引は1日当たり数百億ドルもの信用エクスポージャーを伴い、取引相手1先に対するエクスポージャーが銀行の自己資本を上回ることもある。
2. 外為決済リスクは明らかに信用リスクとしての側面を有している。（現行の市場慣行で通常行われているように）銀行は買入通貨の最終的な受取りを条件とした売渡通貨の支払いができなくなると、当該取引の元本総額をとりはぐれる惧れに直面する。また、外為決済リスクには、流動性リスクという重要な側面もある。被仕向行は、一時的な決済の遅延であっても、その未決済の資金が第三者に対する債務の履行に必要であるときには、流動性圧力に晒される可能性がある。このような流動性リスク（liquidity exposure）は、未決済残高が大きい場合で、かつこれに替わる資金を不安定な市場や底の浅い市場から急遽調達しなくてはならないときに、深刻化する惧れがある。さらに、外為決済リスクには、より影響の大きいシステミック・リスクとしての側面もある。
3. 他のリスクに対処する場合と同様、取引相手に対する決済限度額を設定し同限度額との対比でエクスポージャーを監視することは、極めて重要な管理手段であり、銀行における外為決済リスクの管理プロセスの中心に据えるべきであろう。外為決済リスクの管理は、経営陣の適切な監督の下で正式かつ独立したプロセスを通じて行わねばならず、適切な方針、手続きおよび決済エクスポージャー限度額に従って処

理されなければならない。外為決済リスクを測定するシステムによって、適正かつ現実的な形で決済エクスポージャーのタイムリーな測定を行うことができるようにすべきである。

- 4 . この指針は、国際決済銀行の支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems）による作業、特に同委員会の報告書「外為決済における決済リスクについて」（1996 年 3 月）および「外為決済リスクの削減について——経過報告——」（1998 年 7 月）を踏まえたものである<sup>1</sup>。

#### コメントの募集

バーゼル委員会は、当ペーパーを市中協議用として公表する。コメントの提出締切は 1999 年 11 月 30 日である。当委員会は、全てのコメントを検討したうえで本ペーパーの最終版を公表する予定である。コメントの送付先は以下の通りである。

バーゼル銀行監督委員会 事務局 Mr William Coen  
国際決済銀行  
CH-4002 バーゼル、スイス  
Fax: + 41 (61) 280 91 00

---

<sup>1</sup> これらの報告書および外為決済リスクや他の決済リスクに関するその他有益な資料は、別添 3 の参考文献に挙げられている。

## 経営陣の責任

5. 銀行の外為決済リスクの管理手続きは当該銀行の活動の領域に見合ったものにすべきであるものの、いかなる場合であっても、外為決済リスクの管理は、経営陣による決済エクスポージャーの適切な監視を伴いながら、組織の最高レベルも関与して行われるべきものである。個々の組織的なアプローチの仕方は銀行によって異なるであろうが、外為決済リスクの管理は、全般的なリスク管理プロセスに統合されるべきである。取引の決済にかかるリスクの管理には、トレーディング、信用供与、事務処理、法務、リスク査定、支店統括、コルレス関係など、銀行におけるさまざまな機能が関係する。比較的大規模で組織形態が複雑な銀行では、取引相手に対するエクスポージャーは複数の部署や法人にまたがったり、融資部門や外為トレーディング等の複数の商品取扱部署に及ぶこともある。銀行は、取引相手毎に信用リスクのあらゆる要素を効率的に統合してエクスポージャーを測定・管理する明確な手続きを備えるべきである。これはリスク管理のプロセス全体が適切に機能するための前提条件であり、このために必要な協調体制を作ることができるのは経営陣のみである。経営情報を取扱うシステムには、必要な情報を統合するための機能も手当てすべきである。
6. したがって、経営陣は、自行が負う外為決済リスクを十分に把握し、こうしたリスクの管理についての権限や責任を明確に定めておくべきである。また、外為決済リスクのさまざまな側面に関与するスタッフ全員に対し、適切な訓練を施すべきである。経営陣やスタッフに外為決済リスクを十分認識させるためには、取引相手の債務不履行という事態は稀なことではなく、強力なリスク管理の必要性を払拭しきれないことを明確にしておくべきである。主要行による債務不履行はめったに起こるものではないものの、巨額に上る外為取引エクスポージャーは、（以下に説明するように）3日間以上存続する場合もあるため、現在多くの銀行で実施されている以上に、より一層慎重な管理を要する。

## 外為決済エクスポージャーの存続期間

7. 一般的に、外為関連の支払いには、支払指図の発出と実際の資金の支払いという2

つの主な段階があり、この2つを区別しておくことは重要である。前者は支払いを行うための指示であり、後者はコルレス先の口座、および関連する通貨発行国の中央銀行口座における入金・引落しを伴う<sup>2</sup>。前者は(通貨や銀行によって若干の違いはあるものの)通常決済日の1～2日前に行われるのに対し、後者は決済日当日に行われる。

8. 銀行の外為決済エクスポージャーは、売渡通貨に係る支払指図の撤回または取消しを確実に行えなくなる時点——一方的な支払取消期限——に発生し、買入通貨がファイナリティをもって受領される時点まで存続する。この期間は、支払指図の取消しに必要とされる時間によっては長引く可能性がある。資金が最終的に取引相手に交付される直前までは、支払指図の撤回または取消しが理論上可能と考えられる。しかし、業務処理や約定のほか、コルレス取引や決済システムにおける慣行によって、實際上、支払指図は資金交付のタイミングよりかなり前に取消不能となっているのが通例である。更には、一方的な支払取消期限が支払指図発出のタイミングより早い場合すらあるかもしれない<sup>3</sup>。
9. 一方的な支払取消期限は外為決済リスク・エクスポージャーの存続期間を決定する上で重要な変数であることから、コルレス・サービスの契約を文書化するに当たって、コルレス先が支払指図の取消要請に応じることができる最終時刻を確認しておく必要がある。しかし、実際には文書化されていないケースがしばしば存在する。紛争が生じた場合には、銀行とそのコルレス先は、この取消締切時刻も含め、契約に規定されている要件に依拠することとなるであろうから、こうした文書化はとりわけ重要である。
10. 内部の手続きやその他実務上の要因によって支払指図の取消しに制約が加えられる可能性もあることから、一方的な支払取消期限が妥当であるかどうかを評価するに当たっては、コルレス先が示す締切時刻までに一定の支払指図を特定しこれを保留できることを実証できるようにしておくべきである。たいていの場合には、事実上の一方的な支払取消期限は、コルレス先が保証する締切時刻よりも前に到来するで

---

<sup>2</sup> あるいは、取引当事者双方が同一のコルレス先を持つ場合、最終的な支払いは当該コルレス先内における口座間振替によって行われる。

<sup>3</sup> 例えば、支払指図の発出処理が自動的に行われる一方、支払指図の取消しが銀行およびそのコルレス先によって手作業で行われ、その処理に時間がかかる場合、など。

あろう。例えば、支払指図の発出について自動処理を行っていることから、これを直ちに止めることは不可能かもしれない。あるいは、全ての支払指図の発出を取止めるか中断しない限り、1本の支払指図の発出のみを止めることができないかもしれない。銀行の経営陣からすれば、たった1先の取引相手の問題のために他の健全な取引相手への支払いを中止すること（さらにその結果要求される損害賠償に直面すること）は望ましいことではないため、一方的な取消しを実行するに当たって、「全ての支払指図を差止めるか、あるいは何も手を施さない」ということは受容れ難い。さらに、コルレス先が設定する取消期限が通常の業務時間外に当たるケースでは、銀行は当該期限を遵守するために追加的に時間を要するかもしれない。銀行は実効性のある取消期限を設定するための一助として、緊急時を想定して支店やコルレス先との間の事務手順を検証することを検討すべきである。

#### 外為決済エクスポージャーの測定

- 1 1 . 売渡通貨の一方的な支払取消期限から買入通貨の最終的な受取までの期間は、一般に取消不能期間といわれる。この間、取引の額面全額がリスクに晒されており、その期間はオーバーナイトからまる2～3日間に及ぶこともありうる。週末や祝祭日をはさむ場合、取消不能期間—— およびその結果生じるエクスポージャー—— はさらに数日間長く存続する可能性がある。ある時点における銀行の外為決済の最小エクスポージャーは、その時点で支払いが取消不能となっている取引総額（受取不能が確認されている場合には当該受取額を含む）に相当する。取消不能期間が数日間に亘って存続する場合には、この最小エクスポージャーの値は数日分の取引相当額と等しくなるかもしれない。この場合、銀行は、前日までに資金を受取っていないにもかかわらず、取引相手への支払いを行わざるを得ない状況に置かれることとなろう。
- 1 2 . 実際の入金と予定されている入金とを突合するプロセスもエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。入金されるはずの時刻から実際に入金を確認するまでの期間は不確実な期間といわれるが、銀行はこの間取引相手から資金を受領したか否かがわからないので、受取不能があってもこれを認識しないまま行動することとなろう。したがって、エクスポージャーの測定に際し、慎重な銀行は、この不確実な期間に

は資金は受領されていないものと看做すであろう。この帰結として、ある時点における外為決済の最大エクスポージャーは、最小エクスポージャーに、当該時点において最終的に確認ができていない総ての受取額を加えたものになる。最大エクスポージャーの観点からみた場合、銀行が常に2日以上にまたがってリスクに晒されている取引とみる方が普通であろう。銀行は、自らの最大エクスポージャーを測定するに当たって、不確実な期間が終了するのは、自行口座に入金記帳を行った旨の通知をコルレス先の銀行から受領した時点ではなく、そうした通知を処理することで無事に決済された取引と決済されなかった取引—— その場合には不確実な期間の終了が著しく後ずれするが ——とを判別した時点であることを念頭におく必要がある。例えば、銀行は決済日当日の遅くにこうした入金通知を受取ったものの、翌営業日まで当該通知の処理事務を行わないかもしれない。銀行は、取引が実際無事に決済されたことを確認した時点で初めて、これら取引をエクスポージャー測定の対象から外すようにすべきである。

13. 外為決済エクスポージャーを測定するには、銀行が通貨取引の種類毎に一方的な支払取消期限と受取確認の処理時刻の両方を明確に把握する必要がある。外為エクスポージャーを正確に測定するには、エクスポージャーの存続期間が通貨の組合せ毎に異なること、および銀行が負うエクスポージャーが日中に変化しうることを認識しなくてはならない。正確な測定を行っている限り、過小評価のみならず過大評価も避けることができる<sup>4</sup>。それにもかかわらず、事務処理やシステム上の理由により、大半の銀行は自らのエクスポージャーを正確に測定していない。その代わりにさまざまな概算方法が用いられており、特に、多くの銀行では、日々の決済エクスポージャーを決済日の受取総額として定義したうえで測定している。このような簡易な測定方法は、正しく用いられれば —— すなわち過小評価につながることはなければ —— 適切かもしれない。しかし、実際には、概算方法は決済エクスポージャー —— これは、前述の12段落にあるように2日以上にしばしばまたがって存続する —— の過小評価につながっていることが多い<sup>5</sup>。また、エクスポージャー

---

<sup>4</sup> 過大評価は、取引相手の与信限度額の非効率的な活用や、過大評価を解消するための与信限度額の大幅な引上げにつながる可能性があることから、同様に好ましくない。もっとも、過小評価の方がより深刻な問題であることは明らかである。

<sup>5</sup> 銀行が売渡通貨の一方的な支払取消期限以降24時間以内に買入通貨の最終的な受取りや受取不能を確認できるのであれば、当該通貨の組合せについて、日次のエクスポージャー測定が適切かもしれ

を日々の取引額の数倍相当とするなどの改良を施した簡易な概算方法は、日々の取引額の変化や、通貨毎に適切とされる決済処理のタイミングを十分に考慮していないため、依然としてエクスポージャーの過小評価につながりうる。したがって、概算方法を用いる場合には、経営陣は、決済エクスポージャーの測定方法に加えて、当該概算方法がその金融機関の取引パターンに照らしてエクスポージャーの大幅な過小評価につながらないことを明確に示さなくてはならない。概算方法を利用する場合であっても、銀行は通貨取引の種類毎に一方的な支払取消期限と受取確認処理の時刻の双方を完全に把握しておくことが必要である。

## 限度額の設定と利用

- 14．銀行は、取引相手に対する決済エクスポージャーが健全な水準に設定された限度額の中に確実に収まるようにすべきである。外為決済エクスポージャーの設定は、信用力の評価・見直しや、特定の取引相手に対して負うことが可能な最大エクスポージャーの決定など、適切な与信管理プロセス下におかれてなければならない。こうした手順を通じて、取引相手毎に外為決済にかかる限度額を設定すべきである。ある取引相手に対する外為決済エクスポージャーの限度額は、同一の取引相手に対する他のエクスポージャーで存続期間・規模が等しいものに対する限度額と同様の手続きに従って設定される必要がある。例えば、ある取引相手に対する外為決済エクスポージャーがオーバーナイトで存続する場合には、限度額は、銀行が当該取引相手に対してオーバーナイトの貸出を行う場合を考慮に入れつつ評価することができる。限度額は、慎重に設定された信用リスクの水準に基づいて決定されるべきであり、単にある取引相手との取引促進を図るために、恣意的に高い水準に設定するのは適切ではない。

- 15．銀行が外為決済エクスポージャーに適用する限度額には拘束力を持たせるべきで

---

ない。しかし、こうした測定方法は、同じ通貨の逆方向の売買取引であるケースも含めて、全ての取引について適当であるとは限らない。例えば、日本円買い・米ドル売りにおけるエクスポージャー存続期間は極めて短いであろう。ところが、日本円売り・米ドル買いにおけるエクスポージャー存続期間は非常に長くなりがちである。さらに、銀行はエクスポージャー存続期間がたとえ 24 時間未満であっても、暦日ベースでは日をまたぐことがあるという事実（例えば、決済日前日の夕刻にエクスポージャーが発生し決済日の午後遅くまで存続する場合）を考慮すべきである。

ある。すなわち、事務処理上の問題等により限度額を超過する場合は、超過前、あるいは事前に承認を得られていない場合には超過後直ちに、適切な与信管理担当者の承認を受ける必要がある。銀行は、限度額を超過した後の事後的な承認に頼るべきではない。与信管理担当者は、速やかに限度額超過を点検し、当該取引や特定の取引相手に内在する信用リスクに十分対応できなくてはならない。

16. 外為決済リスクの管理では、取引相手毎にエクスポージャーを実効的に監視することが重要であり、大きなエクスポージャーを抱える銀行は、エクスポージャーが決済限度額を超過することのないようリアルタイム（あるいはほぼリアルタイム）で受払いのフローを監視するためのシステムを整備しなくてはならない。

#### フェイル確認の手続き

17. 事務ミスを含めたさまざまな要因により、迅速に資金が到着しないことがある。こうしたミスは不注意から生じ、ほどなく修復されるかもしれないが、銀行は速やかにフェイルを確認したうえで与信管理担当部署に連絡し、支払原資を別途調達するとともに再発防止手段を講じるための手続きを整えるべきである。フェイルによって、当該取引相手について取引元本総額に相当するエクスポージャーが存続することとなるため、（11、12段落に既述のとおり）銀行は自らのエクスポージャー測定に当たってフェイルという要素も考慮しなくてはならない。また、銀行は、こうした問題が事務処理上のものか、あるいはその根底にある信用力の問題を反映したものを判断するため、当該取引相手による一連のフェイル・パターンを検証すべきである。

## 外為決済エクスポージャーの管理

- 18 銀行には積極的に自らのエクスポージャーを管理することが望まれる。エクスポージャーの存続期間は、一方的な支払取消期限を改善することによって —— 例えば、コルレス先との約定の改訂や内部処理の改善によって —— 短縮することができる。ここで重要なのは、銀行が取消不能期間の短縮を図るために、単にコルレス先への支払指図の発出を定例的に遅らせるのは不適當である旨留意しておくことである。コルレス先の了解を得ずに支払指図の発出を遅らせると、コルレス先においてオペレーショナル・リスク、ひいては支払指図が誤って処理されるリスクが高まることとなろう。むしろ銀行は、コルレス先との間で正面から支払取消期限に関する交渉を行うことを求めていくべきである。また、外為関連の支払いが日中の特定の時点に集中すると、決済システムが負う流動性リスクが高まることになるが、こうしたリスクを削減するために、支払取消期限は、関係する国内決済システムの決済日の稼働開始時刻以前に設定されるべきである。
- 19 .また、エクスポージャー管理方法については、受取確認時刻を前倒してエクスポージャーの最大値をその最小値に近づけることによって、一層の改善を図ることができる。最終的な受取りやフェイルの確認に要する時間を減らすためには、銀行は、コルレス先からの通知にかかる取決めや自ら照合を行う時間を改善すべく検討を行う必要がある。
- 20 .適切に管理された担保スキームやネットティングの取決め（下記参照）も同様に重要なリスク管理手段であり、銀行はこれらを利用することで、一定水準の取引量を持つ特定の取引相手に対するエクスポージャーを削減することができる。

## ネットティングの利用

- 21 .銀行は、決済資金の支払いについて法的に拘束力のある形でネットティングの取決めを結ぶことにより、取引相手に対するエクスポージャーの規模を削減することができる<sup>6</sup>。銀行は、法的拘束力のあるネットティングの取決めにより相対で取引を相

---

<sup>6</sup> 支払債務のネットティングと「クローズアウト・ネットティング」を混同すべきではない。クローズアウト・ネットティングとは、取引当事者の一方における清算人任命等の定められた事由の発生直後に、

殺し、通貨毎に各取引相手と差額のみ受払いすることが可能となる。ネットティングの利用は、取引のパターンによっては決済金額を大幅に削減しうる。また、決済件数は、ネットティングによって通貨毎、取引先毎に一本の受払いに纏められる。ネットティングが最も効果的なのは、取引当事者間で大量の双方向取引を行っている場合である。したがって、ネットティングは、非常に取引の活発な銀行にとってのみ極めて魅力的かもしれない。リスク削減の機会を利用するために、銀行はネットティングが可能な場合を識別する手順を確立することが望ましい。

2.2 エクスポートをネットベースで測定することが許容されるためには、ネットティングの取決めの法的根拠について疑義がないことが重要である。特に銀行は、ネットティングの取決めが関連する法域全てにおいて法的に執行力があることを確認していなければならない。

2.3 . 銀行の中には、正式でない —— すなわち取引当事者間に正式なネットティング契約がない —— ペイメント・ネットティングを利用している先もある。この場合、各取引相手のバックオフィスが決済に先立って電話で照会し、期限の到来した取引の差額のみ決済することに合意している。この手続きには確固とした法的根拠がないため、銀行が上記慣行に伴う諸リスク（法的リスク、信用リスク、流動性リスク）を十分理解し適切に管理することに確実に期すべきである。特に、取引相手毎のエクスポートは、リスク管理の観点からグロスベースで取扱うのが適切である。また、こうした慣行やこれに伴うリスクは銀行の方針や手続きにおいて明らかにされていることが望まれる。

---

まだ履行期が到来していない全ての債権・債務をネットベースで決済するものである。クローズアウト・ネットティングは銀行の全般的なリスク管理には有意義であろうが、クローズアウト・ネットティング自体が日常の外為決済エクスポートの削減に資するわけではないため、ここでは詳述しない。

## ネットィング、その他の仕組みによる残存リスクの管理

- 24．前述のとおり、適切に設計されたネットィングの取決めを利用することにより、外為決済リスクを削減することは可能である。将来的には、外為決済リスク削減のために代替手段が利用可能となるかもしれない<sup>7</sup>。もっとも、ネットィングやその他の仕組みによって外為決済リスクを大幅に削減しうるとしても、こうした仕組みが信用リスクを完全に払拭できるわけではない。加えて、流動性リスクや法的リスク、オペレーショナル・リスクが相当程度残るかもしれない。例えば、事務処理上の問題のために、ネットィングの取決めを通じて決済される予定であった取引について期せずしてグロスベースでの決済を余儀なくされた場合、銀行はこうした取引をタイムリーに決済するのに必要な流動性を持ち合わせていないかもしれない。銀行はこうしたリスクを見積り、効率的に管理する体制を確保すべきである。

## 危機管理計画の策定

- 25．危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）の策定とストレス・テストの実施は、外為決済リスク管理のプロセスの一部として不可欠である。危機管理計画は、個々の取引相手の債務不履行に対する内部事務処理の不都合から、広く市場全般に関連する事象に至るまで、あらゆるストレス事象を想定して策定されるべきである。外為決済リスクの分野における危機管理計画においては、支払指図が発出済み、受領済みあるいは処理中であるかといった重要情報がタイムリーに入手できること、およびコルレス先から情報やサポートを得るための手続きを手当てしておくことが適切である。また、銀行は、危機管理計画の策定により、メインの業務系システムが使用不能となった場合でも外為決済の業務を継続できるようにしておくべきである。こうした計画は文書化され、必要に応じて外部ベンダーとの契約により裏付けられるべきである。なお、こうした計画は定期的に検証される必要がある。

---

<sup>7</sup> 現在挙げられている提案のうち主なものは、民間の多通貨決済機構、および 外為取引の元本総額ではなく市場値洗い後の差額のみを決済するという手法である。

## 内部監査

- 26．銀行は、外為決済のプロセスを適切な形で内部監査の対象に含め、その事務手続きを決済リスクの最小化に資するものとしておくべきである。銀行の取締役会は、外為決済の内部監査プログラムの範囲を、銀行が業務を行っている市場の環境に関連するリスクに照らして相応しいものとするべきである。また、監査の頻度は、外為決済に付随する関連諸リスクに適したものでなくてはならない。多くの銀行では、リスク評価に基づいて監査の実施頻度を決めており、監査役は内部監査役と相談のうえ、銀行が利用しているリスク評価方法の適切性を判断することが必要である。
- 27．監査報告書は、取締役会、監査委員会および然るべき経営陣に配布されるべきである。関連部署は、内部監査部署によって判明した事実に対処するために適切な是正措置を採るとともに、経営陣はこうした是正措置がタイムリーに実施に移されるようにすべきである。問題点が見出された場合には、監査報告書の中で外為決済リスクを最小限に抑えるための勧告を行うことが必要である。経営陣は、内部監査報告書に対し書面で回答し、指摘された問題点を是正するための方策を示すべきである。
- 28．監査結果により外為決済の分野で改善の余地があることが明らかとなった場合、これにより影響を受ける銀行内の他部署にも通知を行うべきである。通知先には、信用リスク管理、確認照合・経理、システム開発および経営情報システム担当部署が含まれる。自動化された決済処理を行っている場合において、特に、銀行が自らコンピューター施設を保有している際には、内部監査部署はシステム監査に関するある程度の専門性を身に付けておく必要がある。

## 監督当局の役割

- 29．外為決済リスクは、銀行にとってカウンターパーティー・リスクの1つの側面である。外為決済リスク管理の責任は銀行の取締役会や経営陣が負うものであるが、監督当局も、銀行が外為決済リスクの測定、監視および管理を適切に行っているかについて関心を持つ。外為決済上の損失はどんな取引相手の決済不能によっても起こりうるが、外為決済エクスポージャーは、特に、取引相手の信用力が急速に低下

したり、信用や流動性に対する懸念が高まるなど、連鎖的な混乱が生じた場合に損失として顕現化しやすい。外為決済エクスポージャーはたいてい国際的な大手銀行に集中するため、こうした大手銀行が破綻した場合には、損失は重大なものとなるであろう。さらに、外為決済における損失は、しばしば市場参加者の間では金融システムにおけるより深刻な信用上の問題の前兆として捉えられ、ひいては取引当事者間の警戒感を高め、銀行の流動性や取引活動のフローに悪影響を及ぼしかねない。このような連鎖的な混乱は稀ではあるが、外為取引は元本の交換であり取引量も大きいことから、外為決済リスクによる潜在的損失は甚大となる可能性がある。

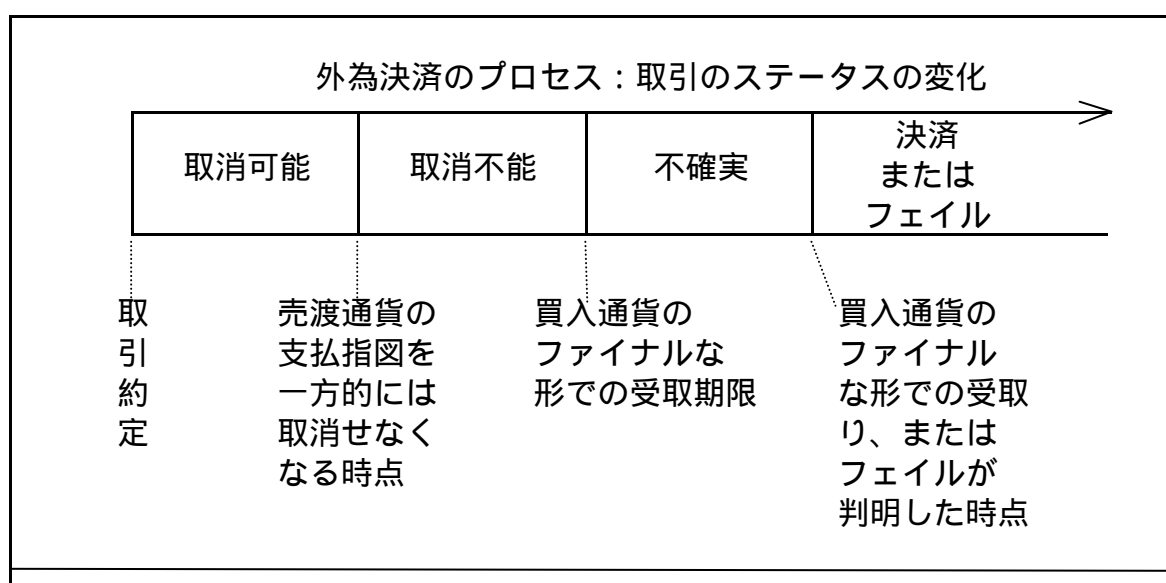
- 30 . 監督当局は、外為取引を行う銀行に対し、本報告書の指針に整合的な外為決済エクスポージャーの適切な管理方法を採用することを求めるべきである。監督当局は、全ての銀行が外為決済リスクを測定し、全ての取引相手に対し拘束力のある形で限度額を設定し、限度額の超過や決済における異常な動きについて注意深く監視するよう求めることが必要である。監督当局は、銀行に対して、自行の取引規模と領域に見合ったリスク管理方法を採用することを要求し、現在行っている監督活動の一環としてこうした管理方法を評価すべきである。監督当局は、銀行の外為決済リスク管理が不十分であったり当該銀行のリスク・プロファイルに照らして適切でない、または、有効でないと判断した場合には、適切な措置を採るべきである。
- 31 . 監督当局は、銀行の外為決済プロセスの改善状況について調査を行い、評価をすることによって、この分野における監督上の関心を高めていくことができる。支払・決済システム委員会の作業によれば、銀行は、外為決済リスクを管理し削減するために、自らの外為決済に関する慣行に大幅な改善を加える余地がある。したがって、監督当局は、支払日以前に支払指図の取消不能期限が設定されるケースを削減したり、決済の確認に要する時間を短縮するように促し、これを監視することに特に力点を置くべきである。
- 32 . 外為決済リスクが適切に管理されるように、監督当局は、何らかの形でオンサイトの検証を行うのが有用と考えるかもしれない。前述（4段落参照）した、2度に亘る支払・決済システム委員会による外為決済リスクに関する調査は、監督当局にとって極めて有益な情報を提供している。オンサイトの検証を行う場合には、別添の想定質問集も監督当局にとって有用であろう。

- 3 3 . 外為決済リスクの監督方法として最も効果的なのは、長期的にはリスク管理手法の更なる本質的な改善を見込みつつ、銀行のリスク管理プロセスに評価を行っていくことである。こうした改善状況は、支払・決済システム委員会の2度に亘る調査で確立されたベンチマークを利用することによって監視することができる。外為決済リスク・エクスポージャーが、一定期間経過後もこうしたガイドラインで示された健全な実務と比較して必要以上に高い水準にあると見られる場合、監督当局は、発動しうる他の監督上の措置を検討することもありうる。こうした措置の中には、外為決済エクスポージャーに緩やかな限度額を課すことが含まれ、また、その大きな外為決済エクスポージャーに見合う自己資本の積増しを求めることも含まれるかもしれない。
- 3 4 . 決済プロセスが複数国にまたがっていることを考えると、監督当局が個別銀行や市場における外為決済リスクの問題や懸念について情報を共有することは不可欠である。外為決済の問題に対する取組みについて情報を共有することで、決済における混乱が他の市場に波及することを防ぐ一助となるであろう。

## 外為決済リスクの主な概念

## 外為決済エクスポージャーの定義

外為取引の決済を行う時における現実のエクスポージャー（リスクに晒されている状態にある金額）は、買入通貨の総額に等しく、それは、売渡通貨に関する支払指図を一方的に取消することが不可能となった時点に発生し、買入通貨がファイナリティをもって受領される時点まで残存する。



取引の決済プロセスには多くの段階が存在するが、決済リスクの観点からみると、取引のステータスは——取引成立時点からこれが決済されるまで——大きく5つのカテゴリーに分類することができる。

状態： 定義

取消可能（Revocable）：売渡通貨に関する支払指図が発出されていないか、取引の相手先ないし他の仲介機関の同意なしに一方的に取消しうる状態。この状態では、銀行には当該取引に関し決済エクスポージャーが生じていない。

取消不能（Irrevocable）：売渡通貨に関する支払指図が決済システムで最終的に処理されてしまったとか、または何か他の要因（例えば行内手続き、コルレス業務の取決め、現地決済システムの規則、法律など）により取引相手先ないし他の仲介機関の同意なしには取消せないため、当該支払指図の一方的な取消しが不可能となっており、かつ買入通貨の決済期限も到来していない状態。この状態では、買入額が明らかにリスクに晒されている状態にある。

不確実（Uncertain）：売渡通貨に関する支払指図の一方的取消しが不可能となっており、かつ買入通貨の決済期限は到来しているが、当該銀行はこの資金をファイナリティのある形で受取ったか否かを了知するに至っていない状態。銀行は通常、決済期限に資金を受取ったものと想定している。しかし、買入通貨が決済期限に受取られていないこともありうる（理由としては、取引相手先ないし他の仲介機関のエラーおよびこれらの先のシステム障害、資金繰りの破綻などが考えられる）ため、実際には、買入額が依然としてリスクに晒されている状態に置かれている可能性がある。

フェイル（Fail）：銀行がその取引相手から買入通貨を受取れなかったことを確認した状態。この場合、買入額について履行遅延となっており、その額が明らかにリスクに晒され続けている状態にある。

決済完了（Settled）：銀行が買入通貨のファイナルな受取りが完了したことを承知している状態。決済リスクの観点からは、当該取引は決済済みと考えられ、買入額は最早リスクに晒されている状態にはない。

## その他の用語

一方的な支払取消期限（ Unilateral Payment Cancellation Deadline ）：

銀行がもはや第三者の承認なしに支払指図の発出を止めることができなくなる時点。

最小エクスポージャーの測定（ Minimum Measurement of Settlement Exposure ）：

取消不能の状態にある取引のエクスポージャー総額と、 受取れなかったことが判明している受取分の合計額。

最大エクスポージャーの測定（ Maximum Measurement of Settlement Exposure ）：

取消不能の状態にある取引のエクスポージャー総額、 不確実の状態にある取引のエクスポージャー総額、 および 受取れなかったことが判明している受取分の合計額。

## オンサイトの検証において想定される質問集

### ( 1 ) 全般的な管理

- 十分高いレベルの経営陣が外為決済リスク管理の責任を負っているか。経営陣は外為決済エクスポージャーの監視を適切に行っているか。
- 外為決済リスクの管理は、銀行における全般的なリスク管理と適切な形で統合されているか。
- 銀行内で責任の所在は明確になっているか。行内のさまざまな部署・拠点の間で適切に調整が取れているか。（例えば限度額の適用を巡って）見解の相違等が生じた場合、適切な解決手段があるか。
- 外為決済リスクは経営陣および関係者全員に十分理解されているか。そのために適切な訓練が行われているか。

### ( 2 ) 測定方法

- 銀行のリスク管理方法は、一方的な支払取消時刻や受取確認時刻の概念、およびこれらが最大エクスポージャーや最小エクスポージャーの測定方法に与える影響など、関係する要素を十分理解したうえで策定されているか。
- 一方的な取消期限について、合理的なレベルの确实性を担保するために適切な措置を講じているか。
  - ・ コルレス先の締切時刻は書面で定められているか。締切時刻は努力目標ではなく契約上の義務か。こうした締切時刻を検証したことがあるか。
  - ・ 銀行が支払指図を取消したい場合、内部手続きを完了するのに必要とする時間を十分考慮しているか。取消期限は、全ての支払指図を止めるのではなく、個々の支払指図を取消す機能に基づくものか。コルレス先の締切時刻が通常の業務時間外であ

る場合について考慮がなされているか。こうした内部手続きを検証したことがあるか。

- 受取確認時刻について、合理的なレベルの确实性を担保するために適切な措置を講じているか。コルレス口座への入金情報をコルレス先から受領したときに、これを確認するのに必要な時間が十分考慮されているか。コルレス先からの通知が遅れた場合、こうした状況に対処する手続きがあるか。取引のフェイルが生じた場合、これを速やかに銀行のエクスポージャー測定に反映させる手続きがあるか。
- 銀行の測定方法は、通貨毎に取消時刻や受取確認時刻が異なることを十分考慮しているか。
- 銀行がエクスポージャー測定について概算方法を採用している場合、こうした測定方法に重大な過小評価が生じていないか。

### ( 3 ) 限度額の設定・利用

- 銀行の決済エクスポージャーは、信用力の評価・見直しや個別の取引相手毎に引受可能な最大エクスポージャーの設定を含めた、適切な与信管理プロセスに従っているか。
- 限度額に拘束力はあるか。限度額のモニターは効果的か。限度額超過の場合は、超過前に、あるいは事前の承認を受けていない場合にはその後直ちに、承認を受けているか。
- こうした手続きは、同一の取引相手に対する他のエクスポージャーで、存続期間・規模が等しいものについて限度額を設定し、適用する場合と同じものか。

### ( 4 ) フェイルの確認・管理

- フェイルの迅速な確認、与信担当部署への通知、資金調達の開始、問題の性格の把握・検討および同様の事態の再発防止といった手段を講じるために、適切な手続きを整備しているか。

( 5 ) エクスポージャー管理手法の意義の理解

- 銀行がエクスポージャーを削減する方法（担保の取決め、ネットティング、デリバティブ取引、特別な決済方法等）を採用している場合、銀行はこうした方法が法的に有効であり、残存リスクも含めた外為決済リスクの意義が十分理解され、当該銀行のリスク管理において十分念頭におかれるために必要な措置を講じているか。

( 6 ) 危機管理計画の策定

- 外為取引の決済に起こりうる混乱に備えて危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）を策定しているか。また、こうした計画を定期的に検証しているか。

( 7 ) 内部監査

- 外為決済プロセスを適切な範囲で内部監査の対象としているか。

## 参考文献

決済リスクの性質や多面性を取扱った報告書は膨大な数にのぼる。この問題に関する重要かつ詳細な情報については、以下の公表資料が読者の参考となる。これら参考文献は、一般的な見出しごとに整理してある。

### 資金決済

Reducing Foreign Exchange Settlement Risk: A Progress Report ( 仮訳『外為決済リスクの削減について——経過報告——』 ) 国際決済銀行、1998 年 7 月

- 外為決済リスク削減のための民間部門による取組みについて最近の状況を報告。
- 外為決済リスク削減に向けた G-10 中央銀行のストラテジーを再確認および強化。

Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions ( 仮訳『外為取引における決済リスクについて』 ) 国際決済銀行、1996 年 3 月

- 外為取引の決済のための既存の取決めを分析。
- リスク削減に向けた勧告を提言。
- 民間部門の協調および外為決済リスク削減の促進に向けた手段を明確化。

Reducing Foreign Exchange Settlement Risk, ニューヨーク外国為替委員会、1994 年 10 月

- 共通の決済手続きを策定するために、外為市場参加者を対象とした調査結果を紹介。
- 決済リスクの定義や測定方法を提案。
- 決済エクスポージャーを削減するための一連の勧告を提示。

Central Bank Payment and Settlement Services with Respect to Cross-Border and Multi-Currency Transactions, 国際決済銀行、1993 年 9 月

- 中央銀行の提供しうる様々な支払・決済サービスの長所・短所に関する共通の理解を確認および促進。
- 自国通貨の決済システムのある特性における変化が国際的な決済に係るリスクや効率性にいかなる影響を及ぼしうるかに着目。
- 決済プロセスにおけるリスク削減と効率性向上に向けた民間部門による取組みの余地や必要性を強調。

Report of the Committee on Interbank Netting Schemes of the Central Banks of the Group of Ten Countries (仮訳『G-10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネットティング・スキーム検討委員会報告書』、通称『ランファルシー・レポート』) 国際決済銀行、1990 年 11 月

- クロスボーダーおよび多通貨間ネットティング協定の政策的なインプリケーションを分析。
- ネットティング・システムが満たすべき最低基準に関する政策的勧告を提言。
- 信用リスクおよび流動性リスクに対するネットティングの効果や、システムミック・リスクのレベルに応じたネットティングの効果进行分析。
- ネットティング・システムに対する中央銀行の協調的オーバーサイトのための諸原則を提示。

## デリバティブ決済

ISDA Guidelines for Collateral Practitioners, 国際スワップ・デリバティブズ協会、1998 年

- デリバティブ取引に伴う担保を管理する金融機関への参考情報として有用。
- 民間の相対のデリバティブ取引に伴う担保に関する取決めの背景にある基本的な法律上の問題について記述。

- 担保付デリバティブ取引に関連する決済リスクに関する記述および分析。

OTC Derivatives: Settlement Procedures and Counterparty Risk Management ( 仮訳 『OTC デリバティブ取引の決済およびカウンターパーティのリスク管理に関するスタディグループ報告書』) 国際決済銀行、1998 年 9 月

- OTC デリバティブ市場の参加者がカウンターパーティー・リスクの管理に用いる実務上の慣行や手続きを包括的に調査および分析。
- カウンターパーティー・リスクを著しく増幅させたり、金融システムをシステムミック・リスクに晒しかねないような実務慣行上の問題点を指摘。
- 指摘したリスクや問題点を軽減するために、新たなサービスの導入も含め実務慣行の変更を勧告。

Clearing Arrangements for Exchange-traded Derivatives ( 仮訳 『取引所型デリバティブの清算アレンジメントについて』) 国際決済銀行、1997 年 3 月

- G-10 諸国における取引所型デリバティブのための清算の仕組みを記述および分析。
- 清算機関 ( clearing house ) に関連するリスクの原因と種類、およびこうしたリスクを管理するために清算機関が採用するリスク管理策について議論。
- 清算機関のリスク管理システムにおいて潜在的な脆弱性の原因となる幾つかの事項を特定。
- 指摘した個々の問題点について、清算アレンジメントの強化策を指摘。

## 証券決済

Disclosure Framework for Securities Settlement Systems（仮訳『証券決済システムのディスクロージャーの枠組み』）支払・決済システム委員会（国際決済銀行）および国際証券監督者機構、1997 年 2 月

- 証券決済システムの運営やリスク配分につき報告を行うための基本フォーマットを提供。
- システム運営主体および参加者が、証券決済の取決めに関連するリスクについて議論する場合の基礎資料として位置づけ。
- システム運営主体および参加者が証券決済システムに関連する権利・義務関係およびエクスポージャーを明確に理解するうえで有用。

Cross-Border Securities Settlements, 国際決済銀行、1995 年 3 月

- クロスボーダー証券取引の決済に市場参加者が用いる手段を調査し、異なる種類のトレーダーによる各種手段の活用について議論。
- 主な決済手段毎に関連するリスクを特定および分析。
- 中央銀行の政策目標に対しクロスボーダー決済が持つインプリケーションを考察。

A Report on Cross-Border Risks, Payments Risk Committee, Securities Settlement Sub-Committee, 1995 年 3 月

- 特定の決済システムが活用している決済にかかる主要な属性を指摘。
- クロスボーダー取引における 6 つのリスクを分析。
- 決済慣行の改善を勧告し、普遍的なリスク削減手法への変更を提案。
- ベスト・プラクティスを勧告。

Delivery Versus Payment in Securities Settlement Systems, 国際決済銀行、1992 年 9 月

- 証券取引の決済における金融リスクの種類や原因を分析および議論。
- DVP 実現に向けた 3 つのアプローチを特定および記述。
- 3 つのアプローチ全てに共通するいくつかのリスク管理上の問題点を確認し、リスク削減のために利用可能な共通の対応策を明確化。
- ランファルシー・レポートで示されたクロスボーダー決済および多通貨間ネットティング・スキームの設計・運営の基準が、中央銀行の政策運営の観点から、証券決済システムの設計・運営に対するインプリケーションを評価する上でも有効な枠組みを提供できるかを検討。

Clearance and Settlement Systems in the World's Securities Markets ( 仮訳 『世界の証券市場における決済システム』) グループ オブ サーティ、1989 年 3 月

- 健全な慣行や基準の採用により世界の証券市場の機能を向上させるための 9 つの勧告を提示。
- 以下の目的を達成するための提案を策定。
  - ・取引日の翌営業日 ( T+1 日 ) までに約定を照合。
  - ・取引を T+3 日までにローリング決済。
  - ・一貫した方式で代価を交換。
  - ・証券保管機構、ネットティング機構および標準化された符番システムを適宜活用することで効率性を向上。

## 関連ウェブ・サイト

**Bank for International Settlements** : <http://www.bis.org>

決済リスクのあらゆる分野に関する多くの公表資料を掲載。

**International Finance & Commodities Institute** : <http://risk.ifci.ch>

オンライン・データベースに掲載された様々なリスクに係る規制関連資料を論理的に整理する試み。定義と議論を紹介。

**International Swaps & Derivatives Association, Inc.** : <http://www.isda.org>

デリバティブ取引の決済についての重要な情報源。

**Payments Risk Committee** : <http://www.ny.frb.org/prc>

決済システムに内在するリスクに関する共通の関心事項について論点を明確化し分析する民間団体。

以 上